

### 3-4. ペットショップ・園芸ショップ等

#### 【行動計画での記載内容】(p4)

##### ③ ペットショップ・園芸ショップ等

ノネコやノイヌ、熱帯魚など、もともとペットとして飼育されていた動物や園芸植物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、県民全般にペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すためには、取扱事業者の協力が必要です。

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示への協力を要請していきます。

#### 【今年度の取組内容】

県内のペットや園芸植物の取扱事業者等に対して、外来種問題の普及啓発を行った。

ペットショップ等については、動物取扱責任者研修時に、主催した沖縄県動物愛護管理センターを通じて 500 部配布した（研修時に配布されなかった残部は同センターにて配布）。配布物は「生き物を扱う・飼う皆様へのお願い」と「沖縄県外来種対策指針概要」の 2 種類とした。

県内で植物を販売している園芸ショップ等に対し、外来種問題の啓発のためのチラシ等を作成、配布した。配布先は電話帳等により、以下の関連するカテゴリーから抽出し、各事業所に 1 部ずつ配布した。配布物は「大切に育てましょう外来植物」と「沖縄県ではさまざまな外来種対策を実施しています（沖縄県の外来種対策の概要資料）」の 2 種類とした。

表 3-4.1 園芸ショップ等における外来種資料の配布状況

対象	配布件数									合計
	南部	那覇市	中部	宜野湾市	沖縄市	浦添市	北部	八重山	宮古	
種苗商	3	1	0	1	1	1	0	0	0	7
園芸店	14	4	12	0	2	0	10	5	4	51
造園業	36	19	35	10	6	6	10	11	9	142
ペットショップ（魚）	2	5	4	1	1	0	1	0	1	15
植木栽培・販売	1	0	0	0	1	0	2	0	0	4
果樹園	4	0	2	0	0	0	12	10	23	51
植物園	1	0	0	0	1	0	2	1	0	5
生花栽培	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4
生花店	28	56	36	12	15	19	9	7	5	187
農園	0	2	0	0	0	0	10	16	11	39
温室栽培	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13
ホームセンター	2	1	7	0	0	2	2	1	1	16
ファーマーズマーケット	6	1	6	3	2	0	2	0	0	20
合計	113	89	103	27	29	28	60	51	54	554

## 【動物販売者向け】A4 両面

### 生き物を扱う・飼う皆様へお願い

今、世界的に「外来種」が問題になっています。外来種というと、マンダースなどの特の問題になってくる一部の種類が思い浮かぶかもしれませんが、外来種は実はとても身近な存在です。みなさんが扱うペットや観葉植物も、その多くは外来種です。

「外来種＝悪」ではありませんが、適切に管理する必要があります。くれぐれも、ペットや観葉植物を野外に捨てることのないようお願いいたします。



### なぜ外来種が問題なの？

マンダースの導入によって、ヤンバルクイナなどの多くの沖縄の在来生物が激減しました。マンダースの影響がこれほど大きなものになったのは、沖縄にはもともと肉食のほ乳類が少なく、沖縄の在来生物はこうしたほ乳類に対する防御能力をもたずに進化してきたからだと考えられています。もともとこの地域にいなかった生き物、つまり外来種は、予期せぬ深刻な影響をおよぼすことがあるのです。



### 沖縄県外来種対策指針

沖縄県は、多くの島々からなり、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなど、数々の固有種が生息する生物多様性の豊かな地域です。一方、沖縄県のような「島」の生態系は、規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることから、外来種の影響を受けやすいという特徴があります。そこで、外来種対策を推進するための方針として、平成30年5月に、「沖縄県外来種対策指針」が策定されました。沖縄県では、この指針に従って、さまざまな外来種対策を実施されています。沖縄県では、「沖縄県外来種対策指針」のほか、「沖縄県対策外来種リスト」、「外来種物の適正利用方針」等を策定し、公開しています。

「沖縄県外来種対策指針」等  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>



### 沖縄県希少野生動植物保護条例

沖縄県では、希少野生動植物の保護や外来種による被害の防止を図るにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、現在及び将来の県民の健康や文化的な生活の確保に寄与することを目的に、沖縄県希少野生動植物保護条例を令和元年10月31日に制定しました。希少野生動植物に係る生態系に被害を及ぼす(又は及ぼすおそれのある)動植物を「指定外来種」として指定し、被害の防止に努めることとしています。イノシシ、ニホンイタチ、インドクジャク、コウライキジ、サキシマハマズソード、アール、ウオーキングキャットフィッシュ、ヤエヤマヤマボトボタル、ウチワゼニグサの9種を指定しています。

沖縄県指定希少野生動植物種及び指定外来種に関する指針について  
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/shitesiyu.html>



沖縄県環境自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL:098-866-7243  
 (制作) 一般財団法人 沖縄県環境科学センター



植物を販売・購入される皆様へ

# 大切に 育てましょう！

野外に捨てると、生態系等に影響を及ぼすことがあります



沖縄県

水面一面を覆うアカアオイ(石名理地伊平島)

外来種はマングースのような動物だけではなく、植物にも問題になる種がいます。私たちが普段利用している観賞用の多くの植物は外来植物です。正しく管理されている限り問題ありませんが、自然環境に逸出すると生態系に影響を及ぼすことがあります。

不要になった植物は、**野外に捨てずに、ゴミ袋等に入れて、適切に処分してください。**



オオブサモ(左)、外来アソラ類(外来のアカウキサ属)(右)などの水草は徳義的に増殖し、水面を覆うことがあります。



北大東島の海岸に定着したトラゴンフルーツ 石垣島に生育するトウモロコシの一種。茎には刺が生えており危険。



沖縄県では、生態系等への影響が考えられる外来種を「沖縄県対策外来種リスト」に掲載しています。リスト掲載種のうち、水草、観葉植物、果樹や花などに利用される植物の一部を以下に示します。外来生物法や沖縄県希少野生動物保護条例で栽培等が禁止されている種類もありますので、ご注意ください。

【水草】

- ・ボタンウキウキサ(特定外来生物)
- ・オオブサモ(特定外来生物)
- ・ナガエツルノガイウク(特定外来生物)
- ・外来アソラ類(アソラ・クリスタルは特定外来生物)
- ・ウチワヒコウサ(ウチワヒコウ・マツシユルム) (指定外来種)
- ・ホテイアオイ(ウチワヒコウ・マツシユルム、ホテイア)
- ・オオサンショウモ など

【観葉植物】

- ・アノリユウゼツラン
- ・アツバチセラ(サンスベリア)
- ・オウゴンカズラ(ボトス) など
- ・トウモロコシの一種
- 【果樹・花など】
- ・ドラゴンフルーツ
- ・テリハバンジロウ(ストロベリーアア)
- ・シチヘンゲ(ランタナ) など

上記の種は、全て沖縄県対策外来種リストに掲載種として掲載されている外来種。「対策種」とは、沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種。

特定外来生物/外来生物法に基づき栽培等が規制される外来種。  
指定外来種:沖縄県希少野生動物保護条例に基づき栽培等が規制される外来種。

外来植物の適正利用などについて、下記もご覧ください。

・沖縄県の外来種対策指針等について(外来植物の適正利用方針、沖縄県対策外来種リストなど)

<https://www.upref.okinawa.jp/site/kankyo/shizay/hogoo/garaisyutaisakushishintei>







### 3-5. 農林水産事業者

#### 【行動計画での記載内容】(p4)

##### ④ 農林水産業従事者

家畜や農作物として利用されていた生物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、農林水産業に携わる県民に適正な飼養・栽培を促すための周知が必要です。

各管轄部署における普及指導等において、外来種問題の啓発を行うとともに、生態系への影響を考慮した適正飼養・栽培の協力を要請していきます。

#### 【今年度の取組内容】

関係課から養蜂家向けの資料（セイヨウミツバチの管理徹底について）が配布された。

### 3-6. 意図的外来種

#### 【行動計画での記載内容】(p7)

##### (2) 侵入の防止（予防）

##### 1) 意図的外来種への対策

##### ① 普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法における特定外来生物は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に逸出する危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、県民一人ひとりが外来種の危険性を認識し、適正飼養や野外への逸出を予防することが効果的です。このため、『(1) 1) 普及啓発』では、上記の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。

農業や緑化に利用されている外来植物の中には、野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、「外来植物の適正利用方針」を定め、生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止の取り組みを進めます。

#### 【今年度の取組内容】

関係各課から緑化事業者向け（緑化に取り組むみなさまへ：それ、外来植物です）、牧草利用者（畜産農家）向けの資料が配布された。